

令和 7 年度事業報告書

令和 7 年 4 月 1 日から

令和 8 年 3 月 3 1 日まで

公益社団法人 日本モーターボート選手会

目 次

○ はじめに.....	1
【定款抜粋（公益社団法人日本モーターボート選手会）】	2
I. モーターボート競走実施に伴う調査研究に関する事業	3
（一）競走の安全対策および技術研究に関する事業について	3
II. 競技技術・資質の向上を図る研修・訓練に関する事業	3
（一）競技技術・資質の向上を図る研修・訓練に関する事業について	3
III. 出場条件の改善及び事故・災害防止に関する事業	4
（一）選手処遇について.....	4
（二）競走の公正確保及び競技水準の向上化について	5
（三）事故防止対策委員会について.....	8
（四）業務関係委員会について.....	8
（五）業務監査委員会について.....	8
（六）スタート事故防止について.....	8
（七）競走用プロペラについて.....	9
（八）ホットラインについて.....	9
IV. 選手の共済（認可特定保険業含む）制度及び育英制度の実施に関する事業	9
（一）特定保険業について.....	10
（二）給付事業について.....	11
（三）各種委員会および会議の開催について	13
V. 海事思想の普及宣伝及び地域の振興に関する事業	17
（一）海事思想の普及宣伝及び地域の振興に関する事業について	17
VI. 海事思想普及や地域振興に資する施設の設置・運営に関する事業	18
（一）海事思想の普及宣伝および地域振興に資する施設の設置・運営に関する事業について.....	18
VII. 社会貢献活動事業.....	18
（一）社会貢献活動について.....	18
VIII. 機関誌の発行に関する事業.....	19
（一）機関誌の発行について.....	19
IX. その他本会の目的を達成するために必要な事業	19
（一）本会会員数の増減および役員について	19
（二）会議について.....	20

(三) 監査について.....	25
(四) 専門委員会について.....	25
(五) 企画広報に関する事業について.....	28

○ はじめに

本年度の日本経済は、春闘において2年連続で5%超の賃上げが達成されたことで、消費拡大につながる「経済の好循環」の実現に期待が持てる反面、消費者物価指数（コアCPI）は2%台後半で推移しており、消費者の生活費の負担が依然として残っている。また、米国のトランプ政権による関税政策の影響や、団塊の世代が75歳以上となる「2025年問題」による人手不足の深刻化、海外の政情不安や金利上昇による下振れリスクなどにも警戒しなくてはならない。

ボートレース業界の状況は、開催日数が対前年度比3日減の4,620日、売上は昨年度の最高額を更に上回る対前年度比5.6%増の2兆6,658億円余と引き続き好調であった。特にミッドナイトレース開催場の躍進が目立つほか、ナイターレースやモーニングレースも好評を博しており、他場との発売時間が重複しないことが功を奏していると考えられる。

また、地球温暖化対策の一環として、令和7年度より、バイオエタノール混合ガソリン（E30ガソリン）が一部のレース場で導入された。

本会の事業活動の概略は以下のとおりである。

モーターボート競走事業については、選手が安心して競走に臨めるセーフティネットとして、本会の最重要事業である給付事業、認可特定保険業を主体的かつ適切に運営し、事業活動の状況について各種委員会へ報告した。

選手処遇については、全施協と合意した内容に基づき「2025年度賞金基準」が適用された。

なお、令和6年度をもって「特別共済助成金」は廃止され、令和7年度より、同助成金のうち16億1,000万円が賞金、残る3億4,000万円が「共済助成金」に組み込まれた。更に、選手賞金に課せられる消費税については、令和6年度まで外税とされていた3%相当分が内税となり、賞金に加算された。

また、魅力ある競技の展開および公正かつ安全な競技運営に資するため、常設訓練所での各種訓練に加え専門委員会を通じ、選手視点からの提言や指導、選手の技能向上や選手相互の事故防止、負傷事故防止に努めた。

社会貢献活動事業については、運営が困難なパラスポーツ8団体がひとつのチームを作り運営していく「P.UNITED」に対し、昨年度に引き続き協賛金を支出した。

その他、パラスポーツ大会へのボランティアスタッフの派遣や協賛金の提供、各選手が保有する優勝カップの寄贈等を実施した。

地域振興事業については、諸施設を広く一般に開放し、健康増進や地域のサークル活動・親睦のための拠点、あるいは民間企業の研修会場に利用されるなど海事思想の啓発や地域振興にも寄与した。

以上、公益社団法人日本モーターボート選手会の事業活動を以下のとおり報告する。

【定款抜粋（公益社団法人日本モーターボート選手会）】

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- （1）モーターボート競走実施に伴う調査研究に関すること
- （2）競技技術・資質の向上を図る研修・訓練に関すること
- （3）出場条件の改善及び事故・災害防止に関すること
- （4）選手の共済（認可特定保険業含む）制度及び育英制度の実施に関すること
- （5）海事思想の普及宣伝及び地域の振興に関すること
- （6）海事思想普及や地域振興に資する施設の設置・運営に関すること
- （7）社会貢献活動事業に関すること
- （8）機関誌の発行に関すること
- （9）その他本会の目的を達成するために必要な事業

I. モーターボート競走実施に伴う調査研究に関する事業

【定款第4条第1項第1号】

(一) 競走の安全対策および技術研究に関する事業について

競走の安全対策および技術研究に関する事業では、競走の公正・安全の確保を基本理念とし、会員に対しては、法令はもとより関係規程の遵守ならびに航走事故の未然防止を主柱とする指導を徹底すると共に、関係団体と連携し事故防止に関する事業として次のとおり実施した。

1. 競走の安全対策については、各競走の参加会員から代表を選任し、現地との調整役として、競走参加中における種々の事象について報告を求め、具体的な事象発生にあつては、その内容を詳細に検討し、後述の「事故防止対策委員会」に付議する事を始め、個別指導にあたつた。

2. ボート・モーターならびに各種防護具等の機材関連に関する研究事項については、競走会の「技術連絡会議」・「ボート・モーター等改善研究委員会」に協力し、研究および改良にあたつた。

II. 競技技術・資質の向上を図る研修・訓練に関する事業

【定款第4条第1項第2号】

(一) 競技技術・資質の向上を図る研修・訓練に関する事業について

選手の人格品性の陶冶ならびに技能の修練を目的に、以下のとおり各種訓練を実施した。また、自主的な訓練希望による訓練所利用申請に対しても積極的に施設を開放した。

訓練用発走信号時計は、国土交通省中部運輸局の法定精度検査を年4回受けて精度維持に努め、訓練器材（ボート・モーター等）については、登録有効期間を経過した実走に供していたものを株式会社スミノエマリンシステムより払い下げを受け、各種訓練に活用した。

1. 特別訓練について

①特別訓練

経験の浅い新人会員に対し、公人としての自覚および競技技能の向上を図ることを目的に行う特別訓練は、実施計画に基づき年度内4回実施し、第133期から第136期までの4期を対象とし、延べ111名が参加した。

訓練は、模擬レースを主として、スタート練習・旋回練習・プロペラ修整・VTR講義等を実施し、延べ23名の会員が実技教官として協力し後進指導にあたつた。

②新入会選手特別研修会

業界の基本精神である「礼と節」を重んじ、社会人としての人間形成の徳育を目的に行う新入会選手特別研修会を年度内2回実施し、新たに選手登録を行った第136期生29名および第137期生23名が参加した。

訓練は、すべての事故を防止する観点から、実技面においてはスタート練習・模擬レース・モーター整備等を、座学においては選手としての在り方、初出走にあたっての心構えと手続き等の諸準備ならびに会員遵守事項等の講義を実施し、延べ12名の会員が協力し後進指導にあたつた。

2. 自主訓練について

スタート事故者に対する正常なスタート技能を習熟せしめるため、競走会より業務移管を受け実施している自主訓練については、年度内19回実施し、延べ339名が自主訓練規程に基づき参加した。

3. 訓練所利用について

自主的な練習希望による訓練所利用状況については、2支部、延べ26名の会員が技量向上のために訓練所を利用した。

4. 施設の老朽化による施設改修について

訓練施設の老朽化に伴う改修について競走会と協議した結果、令和7年度から4年間で約4億円の助成を受けることとなった。

令和7年度はピット取替工事及び電気設備の更新工事、水上研修施設の空調設備更新工事を実施し、令和8年度以降についてはピット改修、競技棟設備の更新、水上設備のリプレースを実施する予定である。

Ⅲ. 出場条件の改善及び事故・災害防止に関する事業

【定款第4条第1項第3号】

(一) 選手処遇について

1. 令和7年度および令和8年度選手処遇について

令和7年度の選手費は、令和4年度における全施協との合意に基づき、令和4年度・令和5年度の売上平均額（2兆4,181億円）に対応する「売上範囲別賞金表」が適用され、「共済助成金（2億5,000万円）」を含む総額で3億7,497万円となった。

なお、令和6年度をもって全施協からの「特別共済助成金」は廃止され、令和7年度より、同助成金のうち1億6,000万円が賞金、3億4,000万円が「共済助成金」に組み込まれた。また、選手賞金に課せられる消費税については、令和6年度まで外税とされていた3%相当分が内税となり、賞金に加算された。

令和8年度の選手費については、令和5年度および令和6年度における売上平均額（2兆4,724億円）に対応する「売上範囲別賞金表」が令和7年度に引き続き適用されることとなったが、全施協より提示された賞金計算プロセスの修正に伴い「賞金基準表」も改定されることとなった。なお、令和7年次の各レース場の1日あたり売上額に応じ、令和8年度は一号賞金基準が9場、二号賞金基準が15場で適用されることとなった。

なお、本年度の選手収入実績および共済助成金は次表のとおりである。

選手収入実績

施行者支給金額	35,329,973,364円
競走会支給金額	492,508,000円
合計	35,822,481,364円

共済助成金

施行者支給の共済助成金	2,150,000,000円
-------------	----------------

(二) 競走の公正確保及び競技水準の向上化について

「競走の公正確保および競技水準の向上化に関する規程」に基づく4期間通算勝率の該当者については、第2条第1項第2号に延べ55名、同第3号に延べ101名が該当したが、同規程「申し合せ事項」により退会勧告を猶予した一方、同第2号の同事故率該当者が1名であったことから、本年度は1名に対し退会勧告を行った。

また、各級別審査対象期間の最終日である4月30日および10月31日時点における成績算定会員数は、それぞれ1,563名、1,585名であった。

同規程の該当状況については、次表のとおりである。

「競走の公正確保及び競技水準の向上化に関する規程」に基づく報告状況

会員数の適正化に関する規程				競走の公正確保及び競技水準の向上化に関する規程										合計	
条項	1975年～1991年度		条項	1992年～1995年度		1996年～1999年度		2000年～2022年度		2023年度		2024年度		2025年度	
	内容	人数		内容	人数	改正内容	人数 (000～99)	改正内容	人数 (000～11)	改正内容	人数	改正内容	人数	改正内容	人数
第2条 第1項 第1号	整備規程違反 出場停止 6カ月以上	12	第2条 第1項 第1号	整備規程違反 出場停止 6カ月以上	0	—	0	—	0	0	0	0	0	0	0
	4期通算事故率 0.70以上	3		4期通算事故率 0.70以上	0	—	0	—	0	0	0	0	0	0	0
第2条 第1項 第2号	4期通算勝率 3.00未満	12	第2条 第1項 第2号	4期通算勝率 3.50未満	10	4期通算勝率 3.50未満	19	4期通算勝率 3.80未満	17	4期通算勝率 3.80未満	131	5	8	5	6
	—	—		—	—	4期通算勝率 3.80未満	—	4期通算勝率 3.80未満	—	—	—	—	—	—	—
第2条 第2項	4期通算勝率 3.50未満	88	第2条 第1項 第3号	33年経過後 4期通算勝率 4.30未満	8	33年経過後 4期通算勝率 4.30未満	11	33年経過後 4期通算勝率 4.80未満	8	33年経過後 4期通算勝率 4.80未満	11	0	0	0	0
	—	—		—	—	33年経過後 4期通算勝率 4.80未満	—	33年経過後 4期通算勝率 4.80未満	—	—	—	—	—	—	—
—	—	—	第2条 第1項 第4号	—	—	4期通算 出走回数 100未満	0	4期通算 出走回数 60未満	1	0	0	0	0	0	0
	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
備 考 (主として改正内容)	○1975. 3.27制定 4.1施行 5.1運用 ・4期連続C級退会勧告 ・新人選手2期間除外	—	備 考 (主として改正内容)	○1992. 3.30改正 5.1施行 ・規程名を変更 ・「第2条第1項第3号」新設 登録33年経過後4期4.3未満を対象に加える ・4期勝率3.0未満⇒会員数に拘わらず3.5未満	○1996. 3.18改正 5.1施行 ・「第2条第1項第2号」 4期勝率3.5未満⇒3.8未満 ・「第2条第1項第3号」 登録33年経過後4期勝率4.3未満⇒4.8未満	○2001. 3.22改正 4.1施行 ・連続4期出走回数100未満⇒60未満	○2006. 3.14改正 4.1施行 ・4期3.8未満・登録33年経過後4期4.8未満適用免除 ※2006年4月1日～2007年10月31日までの時限措置	○2011. 6.28改正 6.28施行 ・申し合せによる適用免除期間を2012年10月31日までの1年間 再々延長	4/30 1,578名	10/31 1,557名	4/30 1,549名	10/31 1,562名	4/30 1,563名	10/31 1,585名	—
	○1977. 3.30改正 5.1施行 ・4期連続C級⇒4期平均勝率3.0以下。ただし、会員数が1,450名を超えた場合3.50	—		○1995. 3.23改正 5.1施行 ・有効級別期間出走回数「40走⇒50走」 ・新人除外期間4⇒6期間 ・新人除外期間の事故率「0.7⇒1.0以上」	○1998. 3.24改正 5.1施行 ・「第2条第1項第4号」 連続4期出走回数が私傷病・自己都合により100走未満となった者を対象に追加 但し、分曉前後2期間・三役・指導員在任期間除外	○2007. 6.22改正 6.22施行 ・申し合せによる適用免除期間を2009年10月31日までの2年間延長	○2012. 6.26改正 6.26施行 ・連続4期出走回数60走未満の適用除外事項である“女子会員の分統”、“三役・指導員”に、長期療養により期間内無出走となり“特定会費の納付免除”となった者を加える	○2016. 6.27改正 「向上化規程」適用の申し合せ事項において、“退会勧告を猶予する対象”より規程第2条第1項第2号の該当者を除外、また同3号該当者の猶予基準勝率を3.8以上に変更。2016年11月1日より適用開始	—	—	—	—	—	—	—
備 考 (主として改正内容)	○1986. 3.19改正 5.1施行 ・有効級別期間を40走以上とする合算期の導入 ・新人の除外期を2期間⇒4期間に延長	—	備 考 (主として改正内容)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	—	—		—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

「競走の公正確保及び競技水準の向上化に関する規程」適用の申し合わせ事項該当状況

条項	年度 内容	2000～ 2018	2019		2020		2021		2022		2023		2024		2025		合計
第2項	4期通算 勝率 3.80未満	3,093	26 (5)	23 (7)	23 (15)	17 (9)	14 (7)	10 (9)	8 (7)	6 (6)	7 (5)	8 (8)	7 (5)	9 (6)	18 0	37 0	3,306 (89)
	4期通算 勝率 4.80未満※	1,028	28	31	33	34	34	34	38	37	32	37	38	45	51	50	1,547
第3項	会員数1,600名 超過時の勝率下 位者	42 (18)	5 0	12 (2)	2 0	0 0	0 0	7 0	7 0	17 (11)	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	92 (31)

※登録33年経過後4期通算勝率

() は退会勧告者数

（三）事故防止対策委員会について

事故防止対策委員会は、定款第38条に定める特別委員会として組織し、選手に関わる全ての事故防止ならびに公正かつ安全な競走の確保を目的として年度内5回開催し、競走会の褒賞懲戒審議会における懲戒事象や人身事故を誘発しかねない無謀な航法を行った者等、113名を懲戒処分に付すと共に、顕著な避航により人身事故の発生を未然に防いだ66名については、他に範を示すものとしてその行為を讃え記念品を贈呈した。

また、公正かつ安全な競走を確保する環境づくりとして、会員間での事故防止という観点から種々指導や処置を行った。

（四）業務関係委員会について

業務関係委員会については“会員の資質向上、競走出場に関する適正条件の確保および本会訓練業務等競技運営に関する業務関係の適正性を確保するための組織体制の整備および合理的な運営の改善”等を目的として平成24年度に新設、本年度は3回開催し、担当事業分野における予算案ならびに決算に関する財務諸表案（貸借対照表・損益計算書等）を策定したほか、「競走の公正確保及び競技水準の向上化に関する規程」に関し次のとおり検討した。

○「競走の公正確保および競技水準の向上化に関する規程」の一部見直しについて

「競走の公正確保および競技水準の向上化に関する規程」に関し、同規程第2条第1項第3号を撤廃することを前提とし、それに伴い同規程第3条第1項“新規登録者の取扱い”の延長等について慎重に検討したところ、同期間中の長期療養等の取扱いも含めて引き続き精査していく必要があるとの結論に至り、現時点では令和8年6月に開催予定の第14回定時社員総会にて同規程第2条第1項第3号に係る改正を目指し、同規程第3条第1項については引き続き検討することを確認した。

（五）業務監査委員会について

業務監査委員会については、会員の持続化給付金の不正に繋がりがねない受給が発覚したことを受け“会員のモラル・コンプライアンスに反する問題の発生防止に取り組む業務に対し監査を実施する”ことを目的として学識経験者3名を委員に委嘱し令和3年度新設、本年度は1回開催し、施策の実施状況に関する監査を行った。

（六）スタート事故防止について

ボートレースでは、一定時間内にスタートラインを通過するフライングスタート方式を採用しているが、この方式で生じるスタート事故の本年度発生状況については、業界の努力目標であるスタート事故率0.29以内のところ本年度は0.27（選責：0.260）であった。

同事故については、選手責任により発生した延べ1,203名（事故率0.260）中、2026年3月31日までの80走以内の再事故者284名、優勝戦におけるスタート事故者38名、SG競走準優勝戦でのスタート事故者2名を自主訓練規程に基づく訓練の対象とした。

さらに、80走以内の再スタート事故がスタートタイミング+0.05秒以上であった29名に対しては、スタート練習回数を60回以上とした。

また、熾烈な競走の中、連続して無事故出走を記録している会員については、「通算記録達成選手特別褒賞要領」に基づき、連続3,000回スタート無事故出走達成者2名、同2,000回出走達成者1名に

対しては、特別表彰を行った上、褒賞金を贈呈し、また同 1, 500 回出走達成者 13 名に対しては、褒賞金を贈呈した。

なお、同褒賞が実施されて以降の連続無事故出走達成・表彰者は次表のとおりである。

連続無事故出走達成・表彰者

内 容	達成者数
連続 2, 500 回完全無事故出走	1
〃 2, 000 回 〃	1
〃 1, 500 回 〃	2
〃 1, 000 回 〃	15
連続 5, 000 回スタート無事故出走	6
〃 4, 000 回 〃	7
〃 3, 000 回 〃	34
〃 2, 000 回 〃	154
〃 1, 500 回 〃	321

(七) 競走用プロペラについて

競走用プロペラについては、平成 24 年 4 月より、本会が各レース場のモーター基数に応じてプロペラを配備し、会員が共同で使用しているが、令和 2 年度より毎回のモーター更新に合わせて定期交換を実施している。本年度は、全 24 場に合計 1, 510 枚を配備し、定期交換とは別に各レース場の合計で使用不能となった 1, 541 枚を即時交換、1, 410 枚を補充した。

また、使用不能となったプロペラのうち、871 枚が本会の自主規制として定める“修整によりプロペラを破損させた場合の取り扱いに関する「指導事項」”に基づき弁済対象となり、加えて修整中にプロペラを破損させた日から起算して 1 年以内に同事象による破損の累計枚数が 3 枚となった 12 名に対しては、事故防止対策委員会による処置を行った。

なお、破損による交換分を除き、使用期間が終了したプロペラについては、地元選手会支部や本会常設訓練所における自主訓練・練習用として有効活用した他、競走会ボートレーサー養成所での養成訓練用、各レース場施行者のファンサービス用に無償提供した。

(八) ホットラインについて

近年、ボートレース業界の根幹を揺るがす不正行為を始め、不祥事が相次いで発生していることから、会員のコンプライアンス等の諸問題に関することを担当する部署（業務部業務二課）ならびに弁護士を窓口とした第三者機関によるホットラインを令和 5 年度に設置し、本年度は延べ 20 件の相談および問い合わせがあった。

IV. 選手の共済（認可特定保険業含む）制度及び育英制度の実施に関する事業

【定款第 4 条第 1 項第 4 号】

共済制度とは、競走に参加する会員とその家族へのセーフティネットとして、モーターボート競走法第 6 条にある選手の福利厚生増進、運営者と選手との相互救済をその目的とし、各施行者からの助成を受け運営している事業である。

(一) 特定保険業について

新法人移行に際し、旧特例民法法人時に実施していた共済事業の内、「退会一時金」、「慰労給付年金」、「遺児福祉年金」については、掛金の一部又は全額を会員が負担していることから、保険業に該当し、移行後も事業として行うべく、国土交通省海事局総務課より「特定保険業者」の認可を受け引き続き運営している事業である。

1. 責任準備金と保険料について

責任準備金とは、将来の債務の履行に備えるため、保険数理に基づき計算した保険料積立金と、将来発生が見込まれる危険に備えて計算した異常危険準備金が挙げられ、「毎決算期において保険約款に基づく将来における債務の履行に備えるため積み立てなければならない」と保険業法第116条に定められているものであり、その評価に当たっては、年度末日における会員数および年金受給権者に対する給付現価から保険料および助成金の収入現価を控除したものが評価時点における給付債務であると考え、いわゆる閉鎖型責任準備金方式を本会では採用し、本年度は退会時給付保険に23,259,963,721円、慰労給付年金保険に15,356,391,294円、遺児福祉年金保険に1,503,274円の合計38,617,858,289円を計上した。(保険料補助と責任準備金不足に対応するものとに区分し、保険料補助については将来に亘り受領する事を前提とし、責任準備金不足に対応するものについては、計算の結果、解消するまでの期間が退会時給付保険については29年間、慰労給付年金保険については28年間であった)

また、賞金・完走手当から徴収する保険料率については、次表のとおりである。

保険料率一覧表

保険種類	純保険料	付加保険料	計
退会時給付保険	6.730%	0.150%	6.880%
慰労給付年金保険	0.870%	0.077%	0.947%
遺児福祉年金保険	0.039%	0.023%	0.062%
合計	7.639%	0.250%	7.889%

2. 退会時給付保険について

退会後の生活基盤を支える退会時給付保険は、退会時給付保険普通保険約款に基づき本年度20名に対し同保険金を支給した。

なお、本年度に退会した会員の在籍期間は1年1ヵ月から41年7ヵ月で在籍平均期間は27年7ヵ月であった。

また、支払備金として未払いである5名分の同保険金139,159,719円を計上した。

同保険の資産運用である会員貸付金について、一般貸付は申請41件(内返済途中の借換申請19件)、完済14件、年度末貸付者数133名、新型コロナウイルスの影響があった会員に対する緊急貸付(申請受付は令和5年度末をもって終了)は完済15件、年度末貸付者数10名となっている。

3. 慰労給付年金保険について

慰労給付年金保険を構成する慰労給付年金は、昭和55年度に制度が発足して以来、1,884名が受給資格を得て、慰労給付年金保険普通保険約款に基づき新たに待機期間を経過した受給資格者35名を加えた544名（慰労給付年金497名、遺族年金47名）に同年金を支給し、1,351名（内本年度34名）が受給期間を満了した。

なお、本年度に退会時給付保険金を支給した20名の内、18名が同年金に加入し、本年度末現在の待機者は23名となっており、加入資格が満たない2名に退会返戻金を支給した。

また、支払備金として未払いである2名分の退会返戻金174,652円を計上した。

4. 遺児福祉年金保険について

会員が私傷病により、死亡もしくは重度の障害となったとき、その遺児等の養育費援助と福祉を目的とする遺児福祉年金保険は、昭和63年度に制度が発足し、本年度末現在で61名の遺児等が奨学生に採用された。

なお、遺児福祉年金保険普通保険約款に基づき本年度は小学生2名、中学生1名、高校生4名、専門学校生1名、大学生3名の合計11名に対し遺児福祉年金を支給した。

また、支払備金として次年度進路が未定である1名を含めた11名分26,796,000円を計上した。

(二) 給付事業について

1. 災害事故について

災害事故の発生件数は、療養見込日数10日以内が944件（前年度1,234件）、療養見込日数11日以上が172件（同199件）の合計1,116件（同1,433件）であった。

なお、療養見込日数11日以上の事故172件の内、63件が全治30日以上の中傷事故であり、その発生状況については表1・2のとおりである。

2. 会員共済規程の一部改正について

①「会員共済規程」の一部改正について

「会員共済規程」については支給基準としている「労災保険」に改正があったことから第2回共済事業関係委員会において改正の答申がなされ、第3回理事会（令和7年9月25日開催）において承認の上、同日より施行された。なお、改正点は以下のとおりである。

・歯科補てつ料支給上限額の引き上げ

歯科補てつ料の支給限度額を70,000円から80,000円に引き上げる。（税抜額）

②会員共済規程に定める諸給付の申請書様式の一部改正について

「会員共済規程」で定める諸給付の申請書様式については、長年改正されていなかったため、申請書の内容が現状に即しておらず、本会と医療機関との間で相互に問い合わせが発生する事象が頻発していた。そのことから第3回共済事業関係委員会（令和8年2月13日開催）において改正の答申がなされ、第5回理事会（令和8年3月5日開催）において承認の上、同日より施行された。改正した申請書様式は以下の通りである。

- ・第3号 療養費支払明細書（医療費）
- ・第4号 療養費支払明細書（歯科）
- ・第5号 療養費支払明細書（柔道整復師）
- ・第6号 療養給付金申請書（歯科補てつ料）

③共済給付取扱要領の一部改正について

「会員共済規程」の詳細な運用、用語の定義や条文の解釈等を定めている「共済給付取扱要領」は長年見直されていなかったことから現状に即しておらず、慣習で運用されていた部分や改正当時には想定し得なかった行事等が行われていることから、第2回（令和7年9月2日開催）および第3回共済事業関係委員会においてそれぞれ改正の答申がなされ、第3回および第5回理事会において承認された。主な改正点は以下の通りである。

- ・第3回理事会において改正が承認された内容
 1. 会員共済規程第14条（傷病の区分）に定める公傷の解釈を追記
 2. “労災保険”の現行基準に準じた改正（歯科補てつ料）
 3. 慣習で運用していた部分を明文化
 - ①外傷性の取り扱いや傷病の日等の考え方を明記
 - ②再発の取り扱い基準を明記
 - ③療養中の試乗に関する取り扱いを追記
- ・第5回理事会において改正が承認された内容（令和8年4月1日施行予定）
 1. 選定療養費の取り扱いを明文化
 2. 入院付加金の取り扱いを明文化

3. 育英制度について

育英制度については、日本財団からの基金助成を基に、競走参加中の事故により殉職、または重度障害によって退会を余儀なくされたとき、その子女の就学機会を確保することを目的として、昭和57年より運営しており、制度発足以来46名の子女が奨学生に採用された。

なお、本会規程に基づき本年度は幼稚園児2名、中学生1名、高校生3名、専門学校生3名の合計9名に育英金を支給し、この内、1名に育英一時金を支給した。

また、奨学生1名については本人より育英金給付について辞退の申し出があり、第51回奨学生選考委員会（令和8年2月12日開催）の決議により、令和7年4月以降の同給付は行わないこととした。

4. 会員制服の貸与および選定

本年度の会員制服については、令和7年5月1日より着用開始の通勤着を貸与した。

また、新入会員の第137期生24名ならびに第138期生28名に制服一式を貸与した。

なお、令和8年度貸与夏季制服については、女性会員2名を招集のうえ本年度第1回共済事業関係委員会（令和7年5月19日開催）において選定し、本年度第1回理事会（令和7年5月23日開催）にて承認された。

(三) 各種委員会および会議の開催について

1. 選手共済事業運営委員会

給付事業の健全な運営を目的とする選手共済事業運営委員会は、本年度3回開催し、事業報告・決算・翌年度事業計画・予算について審議し承認された。

なお、「会員共済規程」および「共済給付取扱要領」の一部改正について審議し承認された。

2. 奨学生選考委員会

育英制度の健全な運営および奨学生の選考を目的とする奨学生選考委員会は、令和8年2月12日に第51回委員会を開催し、決算・予算、奨学生の進学・進級ならびに辞退者1名に対する取扱いについて審議し、これを受理の上、令和7年4月以降の同給付は行わないことについて承認された。

3. 共済事業関係委員会

広く会員の意見を会運営に反映することを目的に、会員が安心して競走に臨めるセーフティネットである給付事業について代表からの諮問に応じる共済事業関係委員会は、本年度3回開催し、事業報告・決算・認可特定保険業・制服等の選定・翌年度事業計画・予算・「会員共済規程」、「共済給付取扱要領」、「会員共済規程」に定める諸給付の申請書様式の一部改正等について審議がなされた。

重傷事故者一覧表

表1 公傷A

N O.	発生日	場 所	事 故 の 状 況	傷 病 名	全治月日	治 療 日 数	備 考
1	4月 5日	平和島	第2レース、1周1M、接触	頸部挫傷 他	5月 10日	36 日 (入院 日間)	
2	4月 10日	丸 亀	第5レース、1周1M、転覆	左上腕骨骨折 他	5月 15日	36 日 (入院 日間)	
3	4月 13日	蒲 郡	第1レース、2周1M、自艇航法不良	右第2中足骨疲労骨折 他	9月 1日	142 日 (入院 日間)	
4	4月 17日	浜名湖	第4レース、2周1M、転覆	左大腿四頭筋損傷 他	6月 16日	61 日 (入院 日間)	
5	4月 18日	多摩川	第4レース、3周BS、落水	右脛骨骨折	9月 22日	158 日 (入院 58 日間)	
6	5月 4日	常 滑	第5レース、1周2M、転覆	左肩甲骨肩峰骨折 他	療養中		
7	5月 8日	多摩川	第7レース、1周2M、転覆	外傷性右上腕神経麻痺 他	療養中		
8	5月 21日	唐 津	試運転、波浪	腰椎椎間板ヘルニア 他	7月 17日	58 日 (入院 4 日間)	
9	5月 23日	江戸川	試運転、波浪	右膝外側半月板損傷	出走中		※
10	6月 4日	多摩川	第2レース、1周1M、転覆	右大腿四頭筋挫傷 他	7月 10日	37 日 (入院 日間)	
11	7月 5日	福 岡	第12レース、2周2M、接触	鼻骨骨折	8月 4日	31 日 (入院 3 日間)	
12	7月 7日	唐 津	第8レース、1周2M、落水	左上腕骨骨幹部開放骨折 他	12月 23日	170 日 (入院 12 日間)	
13	7月 14日	尼 崎	第7レース、1周BS、転覆	第12胸椎圧迫骨折 他	12月 17日	157 日 (入院 日間)	
14	7月 25日	多摩川	第10レース、1周2M、転覆	左肩峰・烏口突起骨折 他	療養中		
15	7月 28日	丸 亀	第1レース、2周1M、落水	左肩関節脱臼骨折 他	11月 11日	107 日 (入院 48 日間)	
16	7月 28日	丸 亀	第4レース、1周2M、落水	右長母指伸筋腱皮下断裂	出走中		※
17	8月 6日	唐 津	第1レース、1周1M、転覆	右大腿四頭筋挫傷	9月 8日	34 日 (入院 日間)	
18	8月 14日	住之江	第5レース、1周2M、落水	左鎖骨骨折 他	2月 9日	180 日 (入院 日間)	
19	8月 17日	江戸川	展示航走、落水	右大腿部打撲傷 他	9月 22日	37 日 (入院 日間)	
20	8月 18日	津	第5レース、3周HS、転覆	左肩腱板断裂	9月 16日	30 日 (入院 日間)	
21	8月 20日	びわこ	第10レース、1周2M、転覆	右肘関節内側側副靱帯損傷	10月 16日	58 日 (入院 日間)	
22	8月 27日	徳 山	第9レース、1周2M、接触	頸椎椎間板症	9月 25日	30 日 (入院 日間)	
23	8月 28日	平和島	第3レース、2周2M、接触	右脛骨骨幹部骨折 他	1月 7日	133 日 (入院 21 日間)	
24	9月 4日	芦 屋	第1レース、1周1M、接触	右特発性後骨間神経麻痺 他	10月 3日	30 日 (入院 23 日間)	
25	9月 11日	下 関	第2レース、2周1M、転覆	左中指中節骨骨折	11月 4日	55 日 (入院 日間)	

重傷事故者一覧表

表1 公傷A

N O.	発生日	場 所	事 故 の 状 況	傷 病 名	全治月日	治 療 日 数	備 考
26	9月 12日	びわこ	第8レース、1周2M、転覆	左橈骨遠位端骨折 他	1月 26日	137 日 (入院 7 日間)	
27	9月 17日	丸 亀	第12レース、1周BS、転覆	左寛骨臼骨折 他	2月 16日	153 日 (入院 124 日間)	
28	9月 27日	戸 田	第6レース、1周2M、落水	右大腿筋挫傷 他	11月 19日	54 日 (入院 日間)	
29	10月 4日	平和島	第4レース、1周1M、接触	頸椎症 他	11月 10日	38 日 (入院 日間)	
30	10月 4日	若 松	第7レース、3周2M、落水	左肩関節拘縮 他	11月 4日	32 日 (入院 日間)	
31	10月 6日	戸 田	第9レース、1周1M、接触	頸椎捻挫	11月 16日	42 日 (入院 日間)	
32	10月 17日	住之江	第4レース、1周1M、落水	右肘関節捻挫 他	11月 22日	37 日 (入院 日間)	
33	10月 19日	住之江	第6レース、1周1M、接触	左肩烏口腕筋断裂 他	1月 26日	97 日 (入院 日間)	
34	10月 20日	福 岡	第10レース、1周1M、接触	左上腕打撲 他		出走中	※
35	10月 28日	鳴 門	第12レース、1周2M、転覆	左肩甲骨骨折 他	12月 11日	45 日 (入院 日間)	
36	11月 3日	芦 屋	第7レース、1周1M、接触	両膝内側半月板損傷 他	12月 25日	53 日 (入院 日間)	
37	11月 6日	津	第8レース、1周1M、転覆	左股関節脱臼	1月 5日	61 日 (入院 31 日間)	
38	11月 13日	下 関	第5レース、1周1M、避航の際	左膝内側半月板損傷		療養中	※
39	11月 15日	桐 生	第12レース、1周1M、転覆	右肘関節部挫傷	12月 23日	39 日 (入院 日間)	
40	11月 18日	若 松	第1レース、1周BS、接触	両大腿筋挫傷	12月 23日	36 日 (入院 日間)	
41	11月 25日	福 岡	第9レース、1周2M、落水	顔面骨多発骨折 他		出走中	※
42	12月 2日	住之江	第4レース、1周2M、落水	左腸骨(骨盤)骨折		出走中	※
43	12月 22日	津	第5レース、1周2M、接触	左膝関節捻挫	1月 23日	33 日 (入院 日間)	
44	12月 24日	児 島	第10レース、1周1M、落水	右手小指切断 他		療養中	
45	1月 2日	芦 屋	第12レース、1周2M、落水	頭部骨折 他		療養中	
46	1月 3日	桐 生	第3レース、2周BS、転覆	頭部打撲 他		療養中	
47	1月 12日	尼 崎	第7レース、1周1M、転覆	左手挫創 他		療養中	
48	1月 21日	三 国	第6レース、待機水面、接触	右肩脱臼		出走中	※
49	1月 26日	唐 津	第1レース、1周2M、転覆	頭部打撲		療養中	
50	2月 4日	丸 亀	第6レース、1周1M、落水	両肘打撲		療養中	

重傷事故者一覧表

表1 公傷A

N O.	発生日	場 所	事 故 の 状 況	傷 病 名	全治月日	治 療 日 数	備 考
51	2月18日	尼 崎	第8レース、1周2M、転覆	頸部骨折 他		療養中	
52	2月26日	唐 津	第7レース、スタート直後、接触	右肩捻挫		療養中	
53	3月11日	宮 島	第9レース、1周1M、転覆	鎖骨骨折 他		療養中	
54	3月17日	浜名湖	第8レース、1周BS、転覆	頸部打撲 他		療養中	
55	3月27日	津	第7レース、1周BS、転覆	左前腕骨折 他		療養中	

重傷事故者一覧表

表2 公傷B

N O.	発生日	場 所	事 故 の 状 況	傷 病 名	全治月日	治 療 日 数	備 考
1	9月11日	戸 田	整備場、階段での転倒	左第3腰椎横突起骨折 他	11月22日	73日 (入院 13日間)	
2	9月24日	鳴 門	支部訓練、転覆	右下腿コンパートメント症候群 他	11月27日	65日 (入院 21日間)	
3	10月 3日	戸 田	支部訓練、落水	右下顎挫創 他	11月 4日	33日 (入院 日間)	
4	10月 6日	若 松	支部訓練、転覆	右中指MP関節開放性脱臼骨折 他		出走中	※
5	10月28日	多摩川	支部訓練、接触	骨盤骨折 他		出走中	※
6	11月 6日	碧 南	新人再訓練、転覆	左膝大腿骨内顆不顕性骨折 他	12月 9日	32日 (入院 日間)	
7	11月 6日	碧 南	新人再訓練、転覆	前頭骨陥没骨折 他		療養中	
8	1月20日	福 岡	支部訓練、落水	右前腕挫創 他		出走中	※

※療養終了し競走復帰しているが、2026年3月31日時点において共済給付未申請の為、全治月日・治療日数未確定のもの

V. 海事思想の普及宣伝及び地域の振興に関する事業

【定款第4条第1項第5号】

(一) 海事思想の普及宣伝及び地域の振興に関する事業について

「マリンスポーツフェスタ in 碧南2025」を始めとする、マリンスポーツを通じた海事思想の普及宣伝および水難事故防止への啓発推進は、児童や青少年ならびに地域住民へ国土交通省認可の特定水域である本会訓練水面を開放し、日本財団より助成を受けて購入したエンジン付きゴムボートや本会施設等を活用し実施した。

1. 温水プールの開放状況について

①本会施設のある愛知県碧南市は、市内の四方を海・川・湖沼と水に囲まれた立地上の特性もあり、水難事故防止や水に親しむことを目的とし、碧南市教育委員会の協力の下、市内の泳げない小学校3・4年生20名を対象に“キッズスイミングスクール”を全5回の日程にて開講した。

②未就学児の親水体験の一環とした“園児プール体験”を全4回の日程で開催し、碧南市内の幼稚園児11名が参加した。

③衣浦東部広域連合消防局の水難救助訓練に本会施設を開放し、延べ310名が利用した。

2. 特定水域水面の開放状況について

特定水域水面を次のとおり開放した。

内容	参加者	回数	参加者数
「見て」「乗って」「参加して」がテーマのマリンスポーツフェスタ	一般市民	1	145名
全日本モデルパワーボート連盟によるラジコンボート競技大会	同好者、一般市民	5	306名
「体験・学習・楽しさ・備え」をテーマの親子ゴムボート操船体験&救命教室	一般市民	1	16名

3. 施設の開放状況について

施設を次のとおり開放した。

内容	参加者	回数	参加者数
ボランティア講座&ふれあい交流会	碧南市内小中学生	1	24名
親子凧作り教室	碧南市内の親子	1	33名
職場体験	碧南市および高浜市内中学生	3	23名
よってこりんマルシェ	一般市民	2	1,180名

Ⅵ. 海事思想普及や地域振興に資する施設の設置・運営に関する事業

【定款第4条第1項第6号】

(一) 海事思想の普及宣伝および地域振興に資する施設の設置・運営に関する事業について

勤労青少年水上スポーツセンターの各種施設（プール、宿泊施設、会議室）を青少年の豊かな人間性の涵養および近隣住民の健康増進、地域振興のため、学校の部活動や少年スポーツ団や地域住民、地方公共団体や企業に開放した。

1. 宿泊施設の利用について

宿泊施設の利用状況については、主に各種スポーツ合宿のほか、地域住民の親睦会、地方公共団体および企業の研修や各種サークル活動による延べ4,389名の利用があり、青少年の豊かな人間性の涵養や地域振興に寄与した。

2. 体育施設の利用について

体育施設の利用状況については、温水プールの利用が主であり、個人利用をはじめ、碧南市スポーツ課および特定非営利活動法人へきなん総合型スポーツクラブ主催の水中ウォーキング教室や水上スポーツセンタースイミングスクール、西端スイミングクラブ、中学・高校の水泳部、ライフセービングクラブ等による延べ82,894名の利用があり、また、水上研修施設においては毎週、体育教室、空手教室にも利用され、地域住民の健康増進や地域振興に寄与した。

また、宿泊施設には碧南市の高齢者を対象とするトレーニングルームを備えており、碧南市健康推進部健康課との使用貸借契約に基づき、同課が実施する介護予防健康増進活動の場として、同ルームを無償提供し、延べ22,979名の利用があった。

Ⅶ. 社会貢献活動事業

【定款第4条第1項第7号】

(一) 社会貢献活動について

慈善活動を継続して行うプロスポーツ選手の団体として、パラアスリートの支援をはじめ、被災地支援、ボートレース業界を挙げて取り組んでいるハンセン病制圧事業への協力、食事を満足に摂れない貧困に苦しむ子どもたちへの支援活動のほか、年末恒例の施設慰問等、広く社会貢献活動を行っている。

1. パラスポーツ団体への支援・協賛について

本会は、誰もがスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営める共生社会の実現に寄与するべく、パラスポーツ団体への協力を行うため、ボートレーサー特有の支援を検討した結果、各団体が主催する競技大会において、各会員が保有する優勝カップの提供、大会開催経費の協賛、および大会開催ボランティアスタッフの派遣を行う方針が平成29年度第4回総務企画関係委員会（平成30年2月16日開催）において決定された。

本年度も、運営が困難な8つのパラスポーツ団体がひとつのチームを作り、運営していく「P. UNITED」に対して、スポーツ振興事業費から500万円を協賛金として支出したほか、勤労青少年水上スポーツセンターにおいて、P. UNITEDとの合同イベント「ATHLETE CAMP 2026」を実施し、本会会員13名を始め、パラアスリート10名、地元小学生約80名が参加した。

また、パラスポーツ大会におけるボートレーサーのボランティア参加や、寄付や寄贈といった支援活

動も引き続き行った。

2. 日本財団への寄付について

本年も、様々な社会貢献活動に迅速かつ柔軟に活用できるよう日本財団が設けた「社会貢献ボートレース基金」に、全会員からの寄付金1,500万円を寄付した。

3. 「瀬戸内オーシャンズX」への参加

瀬戸内海4県と日本財団が推進する包括的海洋ごみ対策プロジェクト「瀬戸内オーシャンズX」の取り組みとして令和7年7月5日に実施された4県合同の清掃活動に、岡山・香川両支部の選手計21名が参加し、自治体・企業・地域住民と連携した海洋環境保全に貢献した。

4. 会員の肖像権使用に伴うグッズロイヤリティの寄付について

会員の写真や名前が印字されたグッズを作成するにあたり、グッズ製作会社が本会と選手個人に支払うロイヤリティ総額1,711,426円を、理事会の承認と選手個人の許諾を受けてNPO法人 Kids Future Passportによる貧困家庭の子どもたちへの支援活動「こどもごちめし」に寄付した。

5. ハンセン病制圧事業への支援について

ハンセン病とは元来「らい病」と呼ばれ、伝染力は非常に低く、また、感染し発症したとしても適切な治療を行えば治癒が可能であり、重篤な後遺症を残すこともない病気であるにも拘らず、その外貌により、古くから患者やその家族が差別・偏見の対象となった病気である。このハンセン病制圧事業への支援は、ボートレース業界が一丸となって取り組んでおり、本年度は、全国発売のSG・PGIの開催中に参加会員が提供したレース関連品や私物愛用品によるチャリティオークションや一部レースの賞金等を公益財団法人笹川保健財団（以下、保健財団）へ寄付している。

これらの寄付金は、保健財団においてハンセン病制圧チャリティ基金として積立てられ、本会、日本財団、保健財団ならびに株式会社日本レジャーチャンネルにて構成する「ボートレースチャリティ基金委員会」にて使途が検討され、主にハンセン病回復者子弟の教育支援ならびに回復者の生活環境の向上や経済自立支援等に充てられている。

6. 地域での社会貢献活動について

レース場周辺や地域での清掃等のボランティア活動や児童養護施設への慰問、寄付や寄贈などの社会貢献活動を実施した。

VIII. 機関誌の発行に関する事業

【定款第4条第1項第8号】

（一）機関誌の発行について

本会の事業活動等を会員および関係各所に対し、広く告知することを目的とした機関誌「モーターボート選手新聞」を本年度は定期発行の7回に加えて、新人選手紹介2回の計9回発行した。

IX. その他本会の目的を達成するために必要な事業

（一）本会会員数の増減および役員について

1. 会員の増減について

本年度末における会員数は、1,616名（内、女子272名）で本年度中における入退会者数は次のとおりである。

入会者 52名（第137期24名、第138期28名）
退会者 24名

地区別会員数 ※（ ）内は女子会員

地区	会員数		地区	会員数		地区	会員数	
群馬	72	(14)	滋賀	49	(6)	山口	76	(16)
埼玉	109	(21)	大阪	110	(15)	福岡	237	(43)
東京	180	(30)	兵庫	69	(9)	佐賀	63	(7)
静岡	93	(21)	徳島	48	(11)	長崎	57	(9)
愛知	145	(20)	香川	67	(15)	会員数 1,644名 (287名)		
三重	61	(12)	岡山	86	(23)			
福井	44	(6)	広島	78	(9)			

2. 役員の選任について

本年度末日時点における役員は以下のとおりである。

理事（代 表）	瓜生 正義	理事	原田 秀弥	外部理事	菅原 悟志
理事（専務理事）	鈴木 茂正		武田 信一		高野 浩一
理事（常務理事）	小畑 実成		市川 哲也	監事	本橋 克洋
理事	須藤 博倫		小野 勇作		山田 竜一
	後藤 陽介		寺田 千恵	外部監事	伊藤 英之

3. 相談役について

本年度末日時点における相談役は以下のとおりである。

相談役	小高 幹雄
-----	-------

4. 勤労青少年水上スポーツセンター所長および常設訓練所指導員について

本年度末日時点における所長および指導員については以下のとおりである。

所長	矢橋 成介
指導員	矢橋 成介

5. 登記について

本年度における登記事項は次のとおりである。

令和7年7月7日 公告方法変更、会計監査人重任に伴う登記

(二) 会議について

1. 総会

第13回定時社員総会（令和7年6月30日 於：東京「SIX WAKE HALL」）

出席正会員数 1, 537名

議 題

決議事項

- 第1号議案 「令和6年度事業報告書」の承認に関する件
- 第2号議案 「令和6年度決算報告書」の承認に関する件
- 第3号議案 「定款」の一部改正に関する件
- 第4号議案 「役員選任規程」の一部改正に関する件
- 第5号議案 「役員の報酬及び費用に関する規程」の一部改正に関する件

2. 理事会

本年度における理事会は以下のとおり、年度内6回開催した。

第1回理事会（令和7年5月23日 於：東京「BOATRACE六本木」6階会議室）

議 題

1 報告事項

- (1) 令和7年度第1回総務企画関係委員会について
- (2) 令和7年度第1回業務関係委員会について
- (3) 令和7年度第1回共済事業関係委員会について
- (4) 第364回および第365回褒賞懲戒審議会について
- (5) 第218回選手出場あっせん委員会について
- (6) 「通算記録達成選手特別褒賞要領」に基づく褒賞について
 - ①連続スタート無事故出走達成者に対する褒賞について
 - ②通算記録達成者に対する褒賞について
- (7) P. UNITEDの活動体制変更について
- (8) 継続給付について
- (9) 遺児福祉年金保険について
- (10) その他
 - ①個人スタート無事故手当について
 - ②モーニング競走におけるスタート展示時刻の前倒しについて
 - ③熱中症対策について
 - ④常設訓練所におけるピットの改修について

2 協議事項

- (1) 特定会費について
- (2) 保険計理人の意見書について
- (3) 会計監査人監査法人TSKからの監査報告書について
- (4) 会計監査人の報酬について
- (5) 令和6年度事業報告書（案）について
- (6) 令和6年度決算報告書（案）について
- (7) 「競走の公正確保及び競技水準の向上化に関する規程」第4条に基づく退会勧告について

- (8) 共済給付について
- (9) 元登録第4559号西川昌希会員の保険金に関する対応について
- (10) 令和8年度貸与夏季制服の選定について
- (11) 第13回定時社員総会について

第2回理事会（令和7年6月30日 於：東京「BOATRACE六本木」6階会議室）

議 題

1 報告事項

- (1) 継続給付について
- (2) その他

2 協議事項

- (1) 役員報酬について
- (2) 各種委員会委員の委嘱について
- (3) 元登録第4559号西川昌希会員の保険金に関する対応について
- (4) 常設訓練所の改修工事における費用について

第3回理事会（令和7年9月25日 於：東京「BOATRACE六本木」6階会議室）

議 題

1 報告事項

- (1) 定款第24条第3項による理事会への業務報告について
- (2) 令和7年度第2回総務企画関係委員会について
- (3) 令和7年度第2回業務関係委員会について
- (4) 令和7年度第2回共済事業関係委員会について
- (5) 第366回褒賞懲戒審議会について
- (6) 令和7年度第2回事故防止対策委員会について
- (7) 「通算記録達成選手特別褒賞要領」に基づく褒賞について
 - ①連続スタート無事故出走達成者に対する褒賞について
 - ②通算記録達成者に対する褒賞について
- (8) 勝利者インタビューならびに水神祭に関する注意喚起について
- (9) 継続給付について
- (10) 西川昌希元会員の保険金に関する対応について
- (11) その他
 - ①レース場の医療体制について
 - ②カーボンニュートラル燃料について

2 協議事項

- (1) 第137期登録選手の入会承認について
- (2) 令和7年度第2回総務企画関係委員会の答申内容について
- (3) 令和7年度第2回業務関係委員会の答申内容について
- (4) 令和7年度第2回共済事業関係委員会の答申内容について

- (5) 公益財団法人日本財団に対する令和8年度助成金申請について
- (6) 新宿泊棟の費用について
- (7) 登録第3607号原田智和会員の特別会員承認について
- (8) 総務企画関係委員会委員の委嘱について
- (9) P. UNITEDの協賛について
- (10) 育児介護休業規則の一部改正（案）について

第4回理事会（令和7年12月1日 於：愛知「勤労青少年水上スポーツセンター」会議室）
議 題

1 報告事項

- (1) 令和7年度第3回総務企画関係委員会について
- (2) 令和7年度第2回選手共済事業運営委員会について
- (3) 第367回褒賞懲戒審議会について
- (4) 令和7年度第3回事故防止対策委員会について
- (5) 第219回選手出場あっせん委員会について
- (6) 令和7年度業務監査委員会について
- (7) 「通算記録達成選手特別褒賞要領」に基づく褒賞について
 - ①連続スタート無事故出走達成者に対する褒賞について
 - ②通算記録達成者に対する褒賞について
- (8) 日本財団社会貢献ボートレース基金への寄付について
- (9) 継続給付について
- (10) 遺児福祉年金保険について
- (11) レース場の医療体制について
- (12) その他
 - ①マットレストッパーについて

2 協議事項

- (1) 令和8年度事業計画書（案）の大綱について
- (2) 特定会費について
- (3) 令和7年度第3回総務企画関係委員会の答申内容および意見書について
- (4) 「競走の公正確保及び競技水準の向上化に関する規程」第4条に基づく退会勧告について
- (5) 競走参加時における視力補正用コンタクトレンズ等の使用について

第5回理事会（令和8年3月5日 於：東京「BOATRACE六本木」6階会議室）
議 題

1 報告事項

- (1) 令和7年度第4回総務企画関係委員会について
- (2) 令和7年度第3回業務関係委員会について
- (3) 令和7年度第3回共済事業関係委員会について
- (4) 第51回奨学生選考委員会について

- (5) 第368回および第369回褒賞懲戒審議会について
- (6) 令和7年度第4回事故防止対策委員会について
- (7) 選手のコンタクトレンズ等の使用について
- (8) 「通算記録達成選手特別褒賞要領」に基づく褒賞について
 - ①連続スタート無事故出走達成者に対する褒賞について
 - ②通算記録達成者に対する褒賞について
- (9) 2025年度ボートレースチャリティ基金委員会について
- (10) 2025年優秀選手表彰式典について
- (11) Athlete Camp 2026について
- (12) 継続給付について
- (13) 監査法人TSKによる中間監査について

2 協議事項

- (1) 令和8年度事業計画書（案）について
- (2) 令和8年度年額会費について
- (3) 令和8年度予算書（案）および予算内訳書（案）について
- (4) 令和7年度第4回総務企画関係委員会の答申内容について
- (5) 令和7年度第3回共済事業関係委員会の答申内容について
- (6) 登録第4340号土性雅也会員および同4650号中山雄太会員の特別会員承認について
- (7) 業務委託契約について
- (8) 資金調達および設備投資の見込みならびに公益目的事業について
- (9) 次期会員外の理事・監事について

第6回理事会（令和8年3月31日 於：東京「BOATRACE六本木」6階会議室）

議 題

1 報告事項

- (1) 定款第24条第3項による理事会への業務報告について
- (2) 令和7年度第5回総務企画関係委員会について
- (3) 令和7年度第5回事故防止対策委員会について
- (4) 令和7年度第3回選手共済事業運営委員会について
- (5) 継続給付について
- (6) その他
 - ・私物検査時の預かり品について
 - ・選手宿舍内での喫煙について

2 協議事項

- (1) 第138期登録選手の入会承認について
- (2) 令和7年度第5回総務企画関係委員会の答申内容について
- (3) 次期会員外の理事・監事について

3. 定款第35条第2項におけるみなし理事会

一般社団法人および一般財団法人に関する法第96条の規定により、本年度におけるみなし理事会を以下のとおり、年度内4回開催した。

第1回みなし理事会（令和7年4月21日）

議 題

「競走の出場辞退に関する規程」の一部改正に関する申し入れについて

第2回みなし理事会（令和7年5月7日）

議 題

元登録第3996号秋山直之会員の退会時給付保険について

第3回みなし理事会（令和7年12月26日）

議 題

総務企画関係委員会委員の委嘱について

第4回みなし理事会（令和8年1月22日）

議 題

登録第5143号常盤海心会員の特別会員承認について

（三）監査について

本年度の会計監査人または本会監事による監査の執行状況は次のとおりである。

令和6年度 下半期監査

会計監査人：令和7年5月13日～15日（東京・碧南）

本会監事：令和7年5月21日～22日（東京・碧南）

令和7年度 上半期監査

会計監査人：令和7年12月2日（碧南）、12月4日～5日（東京）

本会監事：令和7年11月27日～28日（東京・碧南）

（四）専門委員会について

本会では、広く会員の意見を会の運営に反映させるべく、総務、企画、業務、共済の各部門に対する専門委員会を設置している。また、各委員会の相互報告を行うべく各委員会合同会議を年度内5回開催した。

1. 総務企画関係委員会

総務企画関係委員会については、本会の総務関連事項、企画広報関連事項および勤労青少年水上スポーツセンター関連事項について代表からの諮問に応じることを目的に組織した委員会であり、年度内5回開催した。

第1回（令和7年5月12日 於：東京「BOATRACE六本木」6階会議室）

議 題

- (1) 令和6年度事業報告附属明細書(案)について
- (2) 令和6年度決算報告書(案)について
- (3) 第13回定時社員総会の決議事項について

第2回(令和7年9月3日 於:東京「BOATRACE六本木」6階会議室)

議 題

- (1) 正・副委員長の選任について
- (2) 令和7年度総務企画関係委員会活動計画について
- (3) 次期役員体制について
- (4) 役員候補者選任日程および選任方法について
- (5) 日本財団社会支援資金への寄付について
- (6) 職員理事職登用に伴う諸規程の一部改正(案)について
- (7) 各種専門委員会の在り方について
- (8) その他

第3回(令和7年10月24日 於:東京「BOATRACE六本木」6階会議室)

議 題

- (1) 役員の立候補資格に係る総務企画関係委員会提出意見について
- (2) 次期役員候補者募集に関する事項について
- (3) 次期役員候補者選任に関する事項について
- (4) 紺綬褒章受章について
- (5) 次年度以降の熱中症対策について
- (6) 業務担当理事選定に係る総務企画関係委員会意見の提出について

第4回(令和8年2月12日 於:東京「BOATRACE六本木」6階会議室)

議 題

- (1) 令和8年1月5日時「選挙人名簿」について
- (2) 次期役員候補者応募結果について
- (3) 次期役員候補者選任に関する事項について
- (4) 令和8年度競走事業会計予算書(案)について
- (5) 令和8年度地域振興事業会計予算書(案)および令和8年度収益事業会計予算書(案)について
- (6) 令和8年度法人会計予算書(案)について

第5回(令和8年3月13日 於:東京「BOATRACE六本木」6階会議室)

議 題

- (1) 次期役員候補者の選任方法に関する事項について
- (2) 2025年度ボートレースチャリティ基金委員会について
- (3) ATHLETE CAMP 2026の開催について
- (4) 日本財団による2025年度活動報告会について
- (5) その他

2. 業務関係委員会

業務関係委員会については、会員の資質向上、競走出場に関する適正条件の確保、訓練業務等競技運営に関する業務関係の適正性を確保するための組織体制整備および合理的な運営の改善に関する事項ならびにボート・モーターおよび防護具等の調査研究について代表からの諮問に応じることを目的に組織した委員会であり、年度内3回開催した。

第1回（令和7年5月20日 於：東京「BOATRACE六本木」6階会議室）

議 題

- （1）令和6年度「業務関係」および「訓練事業関係」事業報告附属明細書（案）について
- （2）令和6年度「業務関係」および「訓練事業関係」決算報告書（案）について
- （3）その他
 - ・「競走の公正確保及び競技水準の向上化に関する規程」該当者について

第2回（令和7年9月4日 於：東京「BOATRACE六本木」6階会議室）

議 題

- （1）正・副委員長の選任について
- （2）令和7年度委員会活動方針（案）について
- （3）選手処遇に関する合意書における運用について
- （4）その他
 - ・「競走の公正確保及び競技水準の向上化に関する規程」について
 - ・自主訓練規程の一部改正（案）について
 - ・競走用ヘルメットの価格改定について

第3回（令和8年2月16日 於：東京「BOATRACE六本木」6階会議室）

議 題

- （1）令和8年度業務関係・訓練事業会計予算（案）について
- （2）「競走の公正確保及び競技水準の向上化に関する規程」について
- （3）その他
 - ・選手のコンタクトレンズ等の使用について

3. 共済事業関係委員会

共済事業関係委員会については、会員が安心して競走に臨めるセーフティネットである給付事業について代表からの諮問に応じることを目的に組織した委員会であり、年度内3回開催した。

第1回（令和7年5月19日 於：東京「SIX WAKE HALL」）

議 題

- （1）令和6年度共済事業報告書（案）について
- （2）令和6年度給付事業、育英事業、扶助事業会計決算書（案）について
- （3）令和8年度貸与夏季制服の選定について
- （4）その他

第2回（令和7年9月2日 於：東京「SIX WAKE HALL」）

議 題

- （1）正・副委員長の選任について
- （2）令和7年度共済事業関係委員会活動計画（案）について
- （3）認可特定保険業について
- （4）「会員共済規程」および「共済給付取扱要領」の一部改正（案）について
- （5）その他

第3回（令和8年2月13日 於：東京「BOATRACE六本木」6階会議室）

議 題

- （1）令和8年度給付事業、育英事業、扶助事業会計予算書（案）について
- （2）「共済給付取扱要領」の一部改正（案）について
- （3）「会員共済規程」に定める書給付の申請書様式の一部改正（案）について
- （4）その他

（五）企画広報に関する事業について

1. 普及協賛について

普及協賛については、会員の敢闘意欲の向上を目的とした副賞の寄贈や式典・ファン対象のイベントへの協賛、通算成績記録達成選手への褒賞を次のとおり実施した。

①競走に対する副賞の協賛

副賞の協賛については、会員の敢闘精神を高揚せしめ観衆を魅了する競走を提供すべく、SG、GI、GII競走の優勝者へ副賞金を贈呈した。また、競走への支援として本会冠競走を全24場にて開催し、優勝者に副賞金、賞状を、優勝戦出場者には副賞金をそれぞれ贈呈した。

②式典等への協賛

競走会が主催する各種式典への協賛として、永年功労者表彰を受けた75名および優秀選手表彰を受けた7名に記念品を贈呈した。

③通算成績記録達成選手への表彰

「通算記録達成選手特別褒賞要領」に基づき、本年度に通算2,500勝を達成した5名を始め、通算2,000勝を達成した5名、通算10,000走を達成した1名に表彰のうえ、褒賞金を贈呈した。

④各種イベントへの協賛

会員や依頼者から申請があった際に千社札やTシャツ等のオリジナルグッズを提供し、好評を博した。また、本年度はオリジナルグッズとしてトートバッグ、Tシャツ、パーカーを新たに作製した。

2. レース出場選手の安全対策について

近年、選手が直面している温暖化によるレース出場時の熱中症リスク、イベント再開に伴うファンと

の接触で発生するリスクなどに関しては、選手がレースに集中し安心して競技に集中できる環境を整えるためにも、関係団体が連携し、安全対策の継続的な見直しと実効的な対応が不可欠である。今後も選手の安全確保に向けて、現場の声を反映した具体的な取り組みを推進していく必要があると考え、関係各団体の立場から選手の安全対策を再検討し、実行可能な対応策の策定および実施を目指す「安全対策会議」を4回開催し、主に以下の案件に取り組んだ。

- ①熱中症対策について
- ②Wドリームの2日目ドリーム戦出場選手インタビューについて
- ③災害時・Jアラートなど非常事態発生時の現場対応について
- ④選手のイベント参加時における負傷およびその共済制度の適用について
- ⑤勝利者インタビューおよび水神祭における対応について
- ⑥取材申請書・出演依頼書フォーマット変更について
- ⑦イベント基準の変更について

3. 公式ホームページの運用

本会はプロスポーツ選手の団体として地域振興・社会貢献活動を実施しており、それらの活動等を広く社会に知らせるとともに海事思想の普及等にも寄与することを目的に、公式ホームページを運用している。

ホームページの内容は、本会の歴史、組織、定款、事業・決算報告などの情報のほか、ハンセン病制圧事業への協力、各種施設への慰問、各種チャリティイベントへの参加、被災地支援等の社会貢献活動を公開している。また、ボートレースオフィシャルウェブをはじめ関係諸団体との相互リンクにより、ボートレースをより多くの人々にアピールするとともに、ボートレースの楽しみ方や選手情報も併せて紹介している。

4. 本会会員専用サイトの運用

全会員に対し、「本会会員専用サイト」の登録を義務化し、周知文書等を同サイト経由にて発信している。